【記載例4】(国外転出)

平成28年8月23日に国外転出をすることとなった方が、国外転出の時までに納税管理人の届出をし、確定申告期限(平成29年3月15日)までに納税猶予の特例を適用して確定申告をする場合(国外転出の時までに対象資産の譲渡等がある場合)

- 1 国外転出の時(平成28年8月23日)に所有等している対象資産
 - (1) 上場株式(銘柄等:A不動産)【上場株式等に該当】
 - ・「国外転出の時の価額」 120,000,000円 ・「取得費」 100,000,000円
 - (2) 未決済デリバティブ取引 (銘柄等:為替証拠金)
 - ・「国外転出の時の利益の額」 5,000,000円
- 2 平成28年中において、国外転出の時までに譲渡等した対象資産
 - (1) 上場株式 (売渡日:平成28年2月18日) 【上場株式等に該当】
 - ・「収入金額」1,400,000円 ・「必要経費」1,014,000円 ・「差引金額」386,000円
 - (2) 未公開株式(売渡日:平成28年4月25日)【一般株式等に該当】
 - ・「収入金額」 350,000円 ・「必要経費」 200,000円 ・「差引金額」150,000円
 - (3) デリバティブ取引 (差金等決済日: 平成28年7月11日)
 - ・「差金等決済に係る利益の額」 500,000円 ・「手数料等」 15,000円
- 3 給与収入
 - ・「収入金額」 17,300,000円 ・「所得金額」 15,000,000円

≪記載手順≫

国外転出の時までに提出

確定申告期限

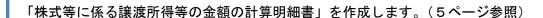
(翌年3月

15日)

までに提出

「所得税の納税管理人の届出書」を作成します。(2ページ参照)

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》」を作成します。 (3~4ページ参照)



「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」を作成します。(6ページ参照)

「申告書B第一表」、「申告書B第二表」、「申告書第三表」を作成します。(7ページ参照)

※ 申告書B第一表及び第二表の記載方法は、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参考にしてください。

「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別 所得税の額の計算書」を作成します。(8ページ参照)

※ この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。記載方法がご不明な場合 は、最寄りの税務署にお尋ねください。

γ					70 70	
税務署受付印					1 0	7 0
所得移	・消費移	の納税管理	人の届出書			
○ ○ 税務署長	納税地	住所地 居所地・事 (〒 000-×××× 〇市××町△△	1 - 2 - 3	Dを○で囲ん ○○○ -△△		
	上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地 (〒 -	・事業所等がある場合) (TEL	合は記載しま	す。 -)
	フリガナ	コクゼイ イチロウ		大正		
	氏 名	国税 一郎	国情	昭和 32 年 平成	1 月 12	日生
	個人番号	0 ;0 ;0 ;0	1 12 2 1 1	Δ × _i :	× ; × ;	×
	職業	会社員	フリガナ 屋 号			
所得税 ・消費税 の納税管理/	として、次の	の者を定めたので届	けます。			
1 納税管理人 〒 ××× - ××>	<×					
住 所	$\triangle \triangle 4 - 5 -$	6				
フリカ・ナ トウキョウ						
氏 名 東京	太郎 ————	本人 と	:の続柄(関係)_	関与税	理士	
職業税理	士	電話都	 	××× – O	000	
2 法の施行地外における住所又は	居所となるべき	き場所				
789, ××	×, ΔΔΔ,	0000				
3 納税管理人を定めた理由						
海外勤務のた	አት					
1年7十3月2万マンバン	~)					
4 その他参考事項						
(1) 出国(予定)年月日 平成			7		日	
(2) 国内で生じる所得内容(該当	SALES SALES	- and the same of	羽容を記載します。)		
事業所得 不動産所得	5450 35550053	譲渡所得				- A.V
上記以外の所得がある場合	又は所得の種類	関か不明な場合()
(3) その他 国外転出時期	税の適用予定	,				
四/下午 四	対がソルベンカン	<u>-</u>				
関与税理士	税整	理番号関係部門	A B	С	番号確認	身元確認
東京 太郎	務			2 222		口済
(TEL ΔΔΔ=×××-0000)	整	шиль,		407		□ 未済
	理欄		確認書 個人番 その他	号カード/通知	ロカード・運	転免許証

【平成二十八年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる 対象資産の明細書 (兼納税猶予の特例の適用を受ける場合 の対象資産の明細書) 《確定申告書付表》

平成	28	年分】
100		

整	理	番	号	
---	---	---	---	--

住 所	〇市××町△△1-	2-3		フリガナ 氏 名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎	
電話番号 (連絡先)	000-ΔΔΔ-×××	職業	会社員	関与税理士名 (電話)	東京 太郎 (ΔΔΔ-×××-0000)	را

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の 適用の有無	国外転出等の日(又は	は国外転出の予定日)	国外転出等の日前10年以内 における国内在住期間
✓ 国外転出の場合 (所法60条の2)	☑ 有	☑ 国外転出の日□ 国外転出の予定日(園外転出の予定日が見算して3月前の日)	平成 28 年 8 月 23 日 平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	・平成 <u>18 年 8 月 23 日</u> ~平成 <u>28 年 8 月 22</u> 日
□ 贈与、相続又は遺贈の 場合 (所法60条の3)	□ 有 無	□ 贈与の日 □ 相続開始の日	平成 年 月 日 平成 年 月 日	・平成年月日 ~平成年月日

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)

区分	氏 名	住所 (又は居所)	
□ 受贈者 □ 相続人・受遺者			
□ 受贈者 □ 相続人・受遺者			

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

	所得	导区分	① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額(①-②)
	事業	所得(営業等)	円	円	円
総合	雑所得 (その他)				
総合課税	総 短期				
100	総合護渡	長期			
	一般株式等の譲渡 上場株式等の譲渡				
分離課税			120, 000, 000	100, 000, 000	20, 000, 000
	先物取引		5, 000, 000	_	5, 000, 000

⁽注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

	所得	异区分	① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	2	取得費	差引金額 (①-②)
	事業	所得 (営業等)	円		円	円
総合	雑所得 (その他)					
総合課税	総 短期					
1)6	総合譲渡	長期				
分離課税	一般相	朱式等の譲渡				
	上場株式等の譲渡					
	先物取引					

⁽注) 所得税法第137条の 2 第 1 項又は第137条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

(資6-100-A4統一) H28.11

なお、所得税法第137条の 2 第 1 項又は第137条の 3 第 1 項若しくは第 2 項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「 3 」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

【国外転出時課税(所法60条の2)用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細 (「6」及び「7」以外のもの)

				2	氏名	国税 一	郎
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分
株式(上場株式等)	A不動産	5,000株	甲証券本店	120, 000, 000	100, 000, 0	00 22 1 12	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般(上事)先物)
未決済 デリパティプ 取引	為替証拠金	100 枚	丙証券 西口支店	5, 000, 000	_	28 · 1 · 12	総合 (事・雑・糠(長・短)) 分離(一般・上堆(先物)
				b 3		* *	総合 (事・雑・糠(長・短)) 分離(一板・上場・先物)
							総合 (事・雑・糠(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						* . 0	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
				5			総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
	S						総合 (事・雑・糠(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
						* .	総合 (事・雑・糠(長・短)) 分離(一般・上場・失物)
							総合 (事・雑・腺(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
				b			総合 (事・雑・腺(長・短)) 分離(一般・上導・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
	61 20					* •	総合 (事・雑・腰(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・腺(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
		計		125, 000, 000			

⁽注) 課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」 に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第137条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

《1億円の判定》

国外転出の時に有している又は契約を 締結している対象資産の価額等の合計額 (「5の④」+「6の⑮」+「7の⑥」)	125, 000, 000	※ ⑩≥1億円で、かつ、国外転出の目前10年以内における国内在住期間が5年超の場合、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(所法60条の2)」の適用があります。
--	---------------	--

1 面

「上場株式等」の①欄の金額が赤字の場合で、

譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用

を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確

定由

【平成 28 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	○市××町△△	1 – 2	-3	フリガナ 氏 名	コクゼイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	000-ΔΔΔ-×××	職業	会社員	関与税理士名 (電 話)	東京 太郎 (ΔΔΔ-×××-0000)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

7710 E BY 7113F								
			一般株式等	上場株式等				
収	譲渡による収入金額	1	(350, 000) 円 350, 000	(1, 400, 000)日 121, 400, 000				
入金	その他の収入	2						
額	小 計(①+②)	3	申告書第三表(350,000) 350,000	申告書第三表②へ (1,400,000) 121,400,000				
必要経	取得費(取得価額)	4	(200, 000) 200, 000	(1, 000, 000) 101, 000, 000				
必要経費又は譲渡に要した費用等	譲渡のための委託手数料	(5)	Í	(14, 000) 14, 000				
作要した		6						
100	小計(④から⑥までの計)	7	(200, 000) 200, 000	(1, 014, 000) 101, 014, 000				
譲	記管理株式等のみなし渡損失の金額(※1) を付けないで書いてください。)	8						
差	引金額(③-⑦-⑧)	9	(150, 000) 150, 000	(386, 000) 20, 386, 000				
要し	定投資株式の取得に した金額の控除(※2) が赤字の場合は0と書いてください。)	10	ĺ					
(一般株	所 得 金 額(⑨ – ⑩) 式等について赤字の場合は0と書いてください。) 等について赤字の場合は△を付いて書いてください。)	11)	申告書第三表64~ (150, 000) 150, 000	黒字の場合は申告書第三表(⑤^(386,000) 20,386,000				
07/12/15 A.S.	分で差し引く上場株式等に 繰越損失の金額 (※3)	12		申告書第三表圏へ				
繰起	整控除後の所得金額(※4)(⑪ー⑫)	13)	申告書第三表(③へ (150,000) 150,000	申告書第三表(30,000) 20,386,000				

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上

世辻 夕

この【記載例4】では、国外転出の時までに譲渡した未公開株式の収入金額等(1ページ事例説明2(2)参照)を「一般株式等」欄に記載し、国外転出の時までに譲渡した上場株式の収入金額等(1ページ事例説明2(1)参照)と、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・上場株式等の譲渡」の収入金額等を合計した金額を「上場株式等」欄に記載してください。

また、この【記載例4】では、納税猶予の特例の適用がありますが、納税猶予の特例の対象とならない金額がありますので、その金額を上段にかっこ書で記載してください。この場合、国外転出の時までに譲渡した未公開株式及び上場株式の収入金額等を上段にかっこ書で記載してください。

なお、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」の収入金額等がある場合は、本書した収入金額等に 加算するとともに、かっこ書にも加算して記載してください。

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面) を参照してください。

/この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告する場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、「先物取引に係る雑所得等の説明書」を参照してください。

いずれか当てはま るものを_____で 囲んでください。 事業所得用 譲渡所得用 雑 所 得 用

(平成 28 年分)

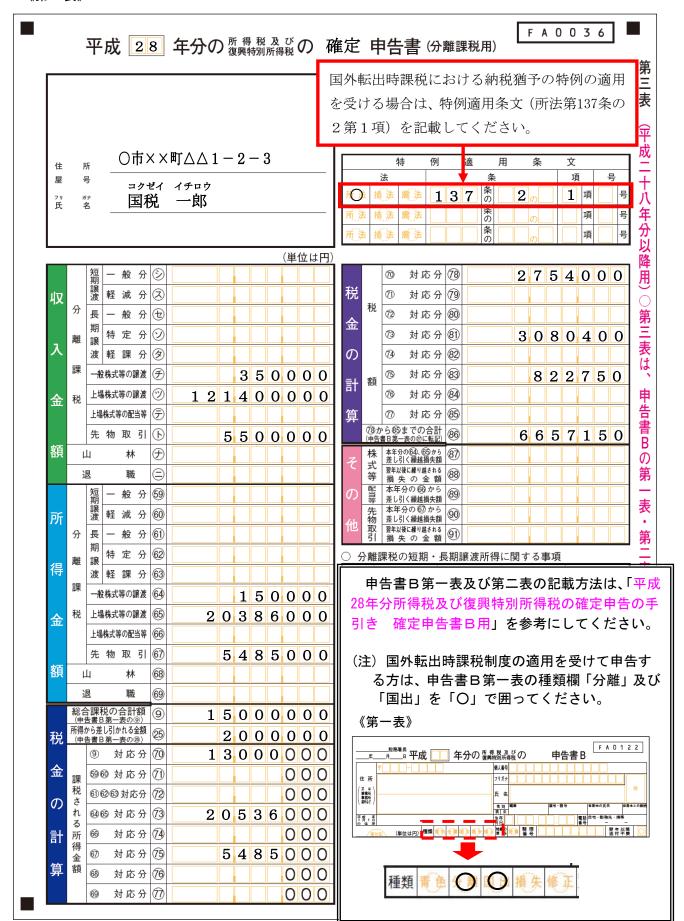
国税 一郎

_	_			(A)	®	©	合 計			
	種		類	為替証拠金	•		(④から©までの計)		An extension of the Control of the C	
収		*******	563.5	米ドル/円	-					
11	決	済 年 月	日	28 • 7 • 11	* *	(e) (e)			П	
の対	数		量	(30) 130	枚	枚				
容	決	済の方	法	(仕切)						
総		等決済に係る 又は損失の額	1	(500, 000) ^[1] 5, 500, 000	円	円	(500, 000) ^円 5, 500, 000			
収	譲渡	による収入金額 (※)	2							
入金	その	の他の収入	3					申告書第三表(分 離課税用)は「収入		
額	計 (①+③)又は(②+③)		計()+3)又は(2+3) ④		(500, 000) (500, 000) (500, 000) (500, 000) (500, 000) (500, 000)				金額」欄の⑤(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所名の間10分割	
必	手	数 料 等	(5)	(15, 000) 15, 000			(15, 000) 15, 000	のFのA収入金額) に転記してください。		
2	② 13	係る取得費	6							
要	そ		7							
経	の他		8					「黒字の場合は、申 告書第三表(分離		
費	の経		9					課税用)の「所得金額」欄の⑥(申告書第四表(損失申告用)は「1 損		
等	費	小 計 (⑦から⑨) までの計)	10					失額又は所得金額」 欄のFの(値) にその まま転記し、赤字 の場合は、申告書		
	(5)+((計))又は(⑤+⑥+⑩	11)	(15, 000) 15, 000			(15, 000) 15, 000	第三表(分離課税 用)の「所得金額」 欄の⑥(申告書第 四表(損失申告用)		
所 得 金 額 (④-⑪)		12	(485, 000) 5, 485, 000			(485, 000) 5, 485, 000	は「1 損失額又 は所得金額」欄の Fの⑩ に「0」と まいて/パスト			

この【記載例4】では、国外転出の時までに差金等決済をした先物取引の収入金額等(1ページ事例説明2(3)参照)と、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・先物取引」の収入金額等を合計した金額を記載してください。

また、この【記載例4】では、納税猶予の特例の適用がありますが、納税猶予の特例の対象とならない金額がありますので、その金額を上段にかっこ書で記載してください。この場合、国外転出の時までに差金等決済をした先物取引の収入金額等を上段にかっこ書で記載してください。

なお、3ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」の収入金額等がある場合は、本書した収入金額等に加算するとともに、かっこ書にも加算して記載してください。



国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る 納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

国外	転出	をする場合の譲渡	听得等(の特例等に係る		【平成_28_年分】		
内税犯	酋予 分	分の所得税及び復興物	寺別所得	税の額の計算書		整理番号		
					フリガナ	コクゼイ イチロウ		
住	所	〇市××町△△	1 - 2 -	- 3	氏 名	国税 一郎		
電話者 (連絡	200	000-ΔΔΔ-×××	職業	会社員	関与税理士名 (電話)	東京 太郎 (ΔΔΔ-×××-0000)		

	ないものとした場合における				の税金の計算		XTT AND S	ら②までの合計 から差し引かれる金額	25	2, 907, 150		
所得金額		事	業 (営業等)	1			(申告書B	第一表図から⑦ 対応分 計)	26)			
	総		雑	2		税	Ž	差引所得税額 (⑤-⑥)	27)	2, 907, 150		
	合課	総合譲渡・一時		3		金の	5	災害減免額	28			
	税	申告書E	第一表②から⑥ 対応分 計	4	15, 000, 000	計算	再差引所	再差引所得税額(基準所得税額) (②)一②)		2, 907, 150		
		2000		(5)	15, 000, 000	7	復興特別所得税額 (20×2.1%)		30	61, 050		
	分離	申告書館	第三表録から◎ 対応分 計	6			所得税及び復興特別所得税の額 (29+30)		31)	2, 968, 200		
		一般	株式等の譲渡	7	150, 000		外	·国税額控除	32			
		上場	株式等の譲渡	8	386, 000							
	課税	上場	株式等の配当等	9			納税猶予税額の計算					
		先物取引 申告書B第三表@@ 対応分計		10	⑩ 485,000 (申告書B第一表⑫ー⑬) の金額				A	6, 796, 950		
				11)			(31)—	②) の金額	B	2, 968, 200		
所	1		引かれる金額 第一表250)	12	2, 000, 000	納税	猶予分の所得	界税額等 (A−B) (※)	©	3, 828, 7 ⁰⁰		
0		⑤ 対応分		13	13,000,000	Ħ	申告書B第一表⑰欄の金額		D	3, 985, 1 ⁰⁰		
課税される所得		⑥ 対応分		14)	,000	6th 52	©< D… ©の金額		(E)	3, 828, 7 00		
	⑦⑧ 対応分		15	536 , ⁰⁰⁰	787112	©≥0…0の金額		Ш	3, 626, 7 00			
		⑨ 対応分			, 000	※ ©の金額が負の場合は零						
金額		⑩ 対応分			485,000	申告期限までに納付する金額						
		⑪ 対応分		18	, 000		0	D-E	F	156, 4 00		
		⑬ 対応分		19	2, 754, 000	0	キマハ	中小公子 10 40 7 中	4 3	L Z IB V		
6)/		④ 対応分		20		0	退圧分	割等があり修正申 所法第1		6年1項第 号		
脱金の		⑮ 対応分		21)	80, 400	遺	《第一	表(右中部)》				
か計算	,	16	対応分	22		退生		差引所得税額 (2-4-3-4-6) (-0-3-3-3-3-3)	6	657150		
算		17)	対応分	23	72, 750	確	の	災害滅免額③9 再差引所得税額 (基準所得税額) 40	6	6 5 7 1 5 0		
		18	対応分	24	· · ·	増	計	復興特別所得税額 (⑩×2.1%) 所得稅及び復興特別所得稅の額 (⑩+40)		139800		
(注	E)	 の金	額が申告期限まで	に納付す	^ト る金額となりますの	್. ಪ	算 -	外国税離控除 g 分 43	2	8 1 1 8 0 0 9 8 5 1 0 0		